

第十八章 専利権存続期間の延長

1.専利権存続期間の延長登録出願の出願人.....	2
2.専利権存続期間の延長登録出願の法定期間	2
3.専利権存続期間延長登録出願の必要書類.....	2
4.専利権存続期間の延長登録出願事項の公告	3

第十八章 専利権存続期間の延長

医薬品、農薬品或いはその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により許可証を取得しなければならず、専利出願が公告された後に許可証を取得する場合、専利権者は最初の許可証をもって専利権存続期間の延長登録を出願することができ、並びに1回を限度とし、且つ当該許可証に基づく専利権存続期間の延長出願は1回に限る。

専利権を延長出願する期間は、中央目的事業主務官庁から許可証を取得するために発明を実施できなかった期間を超えてはならない。許可証の取得期間が5年を超えた場合、その延長期間は依然として5年を限度とする。

専利権存続期間の延長登録出願ができる専利出願は、1994年1月23日の改正専利法の施行後に提出された出願でなければならない。

専利権存続期間の延長登録出願に関する出願人、遵守すべき法定期間、必要書類及び申請事項の公告について、を本章の規範の重点とする。

1. 専利権存続期間の延長登録出願の出願人

専利権存続期間の延長登録出願の出願人は、専利権者でなければならない。特許権者が他人に専用実施権を許諾する時、登録済みの専用実施権者も延長登録出願の出願人となることができる。

専利権が共有である場合、延長登録出願について、契約で代表者を約定した場合を除き、各共有者がいずれも単独でこれを行なうことができる。

2. 専利権存続期間の延長登録出願の法定期間

専利権存続期間の延長登録出願は、最初の許可証を取得してから3ヶ月以内に提出しなければならない。ただし、専利権存続期間満了前の6ヶ月以内は、出願してはならない。上述した期限を過ぎてから出願を提出した場合、不受理としなければならない。

3. 専利権存続期間延長登録出願の必要書類

専利権存続期間の延長登録出願における必要書類は以下の通りである。：

(1) 専利権存続期間の延長登録出願の願書について、以下の事項を明記し、専利権者或いはその代理人が署名捺印しなければならない。：

A. 専利証番号。

B. 発明の名称。

C. 専利権者の氏名もしくは名称、国籍、住居所もしくは営業所；代表者を有

する場合、代表者の氏名を記載しなければならない。

D.延長登録出願の理由及び期間。

E.最初の許可証を取得した日付。

F.年、月、日。

(2)延長登録の出願をする専利権が医薬品又はその製造方法である場合、薬品許可証のコピーのほかに、以下の関連証明書類を添付しなければならない。:

A.国内(台湾)の臨床試験期間(ブリッジング試験期間を含む)、国外(外国)の臨床試験期間と開始日・終了日の期日の証明書類及びリスト。上述したリストには各臨床試験計画の名称、計画番号及びその開始日・終了日等を列記しなければならない。(医薬品臨床試験リストの見本は第二篇発明専利実体審査第十一章専利権存続期間の延長の付録を参照すること)

B.国内(台湾)で申請した薬品検査登録の審査期間及びその開始日・終了日の期日の証明書類。

(3)延長登録の出願をする専利権が農薬品又はその製造方法である場合、農薬許可証のコピーのほかに、以下の関連証明書類を添付しなければならない。:

A.国内外(台湾及び外国)における圃場試験期間の開始日・終了日の期日の証明書類及びリスト。上述したリストには各圃場試験計画の名称、計画番号及びその開始日・終了日等を列記しなければならない。(農薬品の圃場試験リストの見本は第二篇発明専利実体審査第十一章専利権存続期間の延長の付録を参照すること)

B.国内(台湾)で申請した農薬登録の審査期間及びその開始日・終了日の期日の証明書類。

専利権存続期間の延長登録出願が、方式審査を経て出願書類を補正しなければならない場合、指定期間内に補正しなければならず、期限がすぎても補正しなかった場合、当該出願は受理しないものとする。

4. 専利権存続期間の延長登録出願事項の公告

専利主務官庁は専利権存続期間の延長登録出願を受理した時、願書の内容を専利公報に掲載しなければならない。